

生駒市条例第5号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成2年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、部及び局」を「及び部」に、「企画財政部」を「企画財政部
環境経済部」に、
「生活環境部
建設部」を「建設部」に、「水道局」を「上下水道部」に改める。

第2条企画財政部の項の次に次の1項を加える。

環境経済部

- (1) 環境の保全及び創造に関すること。
- (2) 環境衛生に関すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (4) 農林業、商工業、観光その他経済振興に関すること。

第2条市民部の項第4号を削り、同項に次の3号を加える。

- (4) 消費生活その他の市民生活に関すること。
- (5) 交通政策に関すること。
- (6) 市民相談に関すること。

第2条生活環境部の項を削り、同条開発部の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) リニア中央新幹線に関すること。

第2条水道局の項中「水道局」を「上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。